

鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画(案)について

平成30年9月19日

障がい福祉課

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が本年6月13日に公布、施行されました。同法において、国は「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を定めることとされ、地方公共団体は計画の策定が努力義務とされているため、本県として、計画策定に取り組むこととし、県民からのパブリックコメントの募集を行いましたので、結果を報告します。

1 パブリックコメントについて

(1) 意見募集期間 9月4日(火)から9月14日(金)まで

(2) 意見数 1件

(3) 内容

○障がい者の立場に立って文化芸術の鑑賞のスペースを確保したり、相談を受け付ける体制を整備し、障がい者への偏見や差別がない共生社会の実現を目指してほしい。

(4) 意見等を受けての対応

いただいた意見は計画(案)に織り込み済みで、その適切な実行を求める要望が主であることから、計画(案)の修正までは行わず、この案で策定に向けた手続きを行う。

2 計画(案)の概要

(1) 計画期間 平成30年度から平成35年度まで

(2) 推進体制

県、市町村、障がい福祉関係団体等が、新たに設置する文化芸術活動拠点を活用して、以下に示す方針に沿って、障がいのある人の文化芸術活動を推進する。

(3) 推進方針

- ①文化芸術の鑑賞の機会の拡大
- ②文化芸術の創造の機会の拡大
- ③文化芸術の作品等の発表の機会の確保
- ④作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備
- ⑤文化芸術活動を通じた交流の促進
- ⑥人材育成等

3 計画策定に伴う予算案(9月議会上程中)

(1) 障がい者の文化芸術活動拠点の設置

「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を改組し、新たに障がい者の文化芸術活動の拠点として位置付ける。

(2) 計画実行に係る取組

- 鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金の拡充
- 作品等の評価、販売、権利保護等の推進のための人材育成